

議案第 3 1 号

前橋市水道事業等の設置等に関する条例及び前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正について

令和 6 年 3 月 1 4 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市水道事業等の設置等に関する条例及び前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(前橋市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 前橋市水道事業等の設置等に関する条例 (昭和 4 1 年前橋市条例第 5 2 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 2 条 前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (令和 2 年前橋市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第 2 条及び第 3 条各号列記以外の部分中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。